

甲賀市子ども・子育て応援団会議及び会議の運営について

1. 委員数 18名（定数は25名以内）
2. 委員の任期 令和5年7月1日～令和7年6月30日（2年間）
※団体選出の委員の交替については、前任者の在任期間。
3. 委員の選出区分
 - (1) 学識経験者
 - (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 関係団体を代表する者
 - (4) 子どもの保護者
 - (5) 行政・教育機関の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者
4. 会議設置の位置づけ
地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市の未来を担う一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策（子ども応援施策）の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成25年10月に、甲賀市子ども・子育て応援団会議条例を制定し、甲賀市子ども・子育て応援団会議を設置。
5. 会議の所管事務
 - 子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 特定教育施設・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の設定に関し意見をのべること。
 - 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員の設定に関し意見を述べること。
 - 子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。
 - 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。